

令和7年鎌ヶ谷市農業委員会第1回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長時田將は、令和7年鎌ヶ谷市農業委員会第1回定例総会を鎌ヶ谷市役所本庁舎地下団体研修室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和7年1月10日（金） 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 9名

- | | | |
|-------------|-------------|--------------|
| 1. 古川 和昭 委員 | 2. 高橋 雅浩 委員 | 4. 石井 晃 委員 |
| 5. 板橋 睦男 委員 | 6. 熊谷 弘和 委員 | 7. 石井 正美 委員 |
| 8. 奥山 喜和子委員 | 9. 時田 將 委員 | 11. 皆川 利一 委員 |

欠席委員 2名

- | | |
|-------------|--------------|
| 3. 川村 誠司 委員 | 10. 山田 芳裕 委員 |
|-------------|--------------|

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 大野 辰夫 委員 | 尾形 真宏 委員 | 飯田 展久 委員 |
| 鈴木 久夫 委員 | 渋谷 庄司 委員 | |

3 事務局出席者

出席職員 2名

- | |
|-------------|
| 事務局長 市村 昌子 |
| 事務局次長 浅海 一洋 |

4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

- | | |
|----------------------------------|----|
| 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について | 1件 |
| 議案第2号 農用地利用集積計画について | 2件 |
| 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について | 3件 |
| 報告第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について | 1件 |

5 開 会 午後4時00分

時田 議長 ただいまの出席委員は農業委員が9名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和7年鎌ヶ谷市農業委員会第1回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

時田 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、

7番、石井正美委員、

8番、奥山喜和子委員を指名いたします。

時田 議長 お諮りいたします。
議案第 1 号より逐次審議することにご異議ありませんか。
(「異議なし」との声多数あり)

時田 議長 ご異議なしと認め、議案第 1 号より逐次審議いたします。
今回の現地調査班は 2 班です。
飯田展久班長より総括報告をお願いいたします。

飯田 班長 議長
時田 議長 飯田展久班長
飯田 班長 2 班の現地調査の報告をいたします。
1 2 月 2 5 日午後 2 時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、
班員 4 名、時田会長、山田会長職務代理者、事務局職員 2 名と共に現地調査を実施しました。
提出された案件は、農地法第 3 条の規定による許可申請について 1 件、
農用地利用集積計画について 2 件の合計 3 件です。
2 班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご
審議のほど、よろしくをお願いいたします。
なお、詳細につきましては班員より報告いたします。
以上で 2 班の総括報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

時田 議長 それでは、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、を
議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。
浅海 次長 議長
時田 議長 浅海次長
浅海 次長 議案書の 3 ページをご覧ください。
議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、をご説明いた
します。
本申請は、譲渡人及び譲受人により利便性を考慮し、交換して使用し
ていた農地を整理するために所有権移転を行うものです。
申請地は、畑 1 筆、面積 2 9 8 平方メートルです。
営農計画は、ブルーベリー等の栽培を行います。
譲受人の取得後の経営面積は約 0. 2 ヘクタール以上となり、年間の従
事日数は 2 5 0 日で、専農従事者数は 1 名です。
また、所有農業用機材並びに全部耕作等の許可要件については、農業経
営実態証明書により確認していますので、特に問題はありません。
以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

熊谷 委員 議長

時田 議長 6 番、熊谷弘和委員

熊谷 委員 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、を報告いたします。

事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、畑 1 筆、面積 2 9 8 平方メートルの普通畑です。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、今後は、必ず農地法を遵守いただくこと、利用形態等に変更が生じる場合などは農業委員等に相談すること、また、継続的な営農をお願いしました。

書類審査・現地調査・審査会の結果、問題はないものと思われます。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

議案第 1 号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、議案第 1 号は可決されました。

時田 議長 続きまして、農用地利用集積計画について、審議番号 1 を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長

時田 議長 浅海次長

浅海 次長 議案書の 4 ページから 5 ページをご覧ください。

議案第 2 号農用地利用集積計画について、審議番号 1 をご説明いたします。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑 3 6 筆、合計面積 1 8, 4 7 7. 8 4 平方メートルの農地の新規の使用貸借権で、新たに 1 0 年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

なお、本案件は家族経営体が法人化したことにより、農地を個人から法人に貸し出すものです。

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

皆川 委員 議長

時田 議長 11番、皆川利一委員

皆川 委員 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1を報告いたします。

現地は、畑36筆、合計面積18,477.84平方メートルの梨畑等です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、新たに使用貸借権の設定を10年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

時田 議長 続きまして、農用地利用集積計画について、審議番号2を議題といたします。

時田 議長 会議規則第10条の規定に基づき、尾形真宏推進委員の退席を求めます。

(尾形委員退席)

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長

時田 議長 浅海次長

浅海 次長 議案書の5ページをご覧ください。

議案第1号農用地利用集積計画について、審議番号2をご説明いたします。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化

促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑1筆、面積1,080平方メートルの農地の新規の使用貸借権で、新たに10年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

渋谷 委員 議長

時田 議長 渋谷庄司推進委員

渋谷 委員 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号2を報告いたします。

現地は、畑1筆、面積1,080平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、新たに使用貸借権の設定を10年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました。

時田 議長 尾形真宏推進委員の除斥を解きます。

(尾形委員着席)

時田 議長 以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告第1号から第2号までを事務局から報告願います。

浅海 次長 議長

時田 議長 浅海次長

浅海 次長 議案書の6ページをご覧ください。

報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について3件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の7ページをご覧ください。

報告第2号引き続き農業経営を行っている旨の証明について1件につきましても、事務局において現地調査を行ったところ、いずれも農地として耕作されていたので、事務局長専決により、証明書を発行いたしました。

以上です。

時田 議長

ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

時田 議長

以上で、令和7年鎌ヶ谷市農業委員会第1回定例総会を閉会いたします。

皆様ご苦勞様でした。

閉会 午後4時15分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 7年 2月 6日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 時田 將

鎌ヶ谷市農業委員会委員 石井 正美

鎌ヶ谷市農業委員会委員 奥山 喜和子